

1. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容

- (1) 議案第 26 号 組織規程の改定について  
組織規程（規程第 6 号）について平成 30 年 4 月 1 日より役職名を「主任主事」を「主任」に変更すること。
  - (2) 議案第 27 号 経理規程の改定について  
経理規程（規程第 10 号）について平成 30 年 4 月 1 日より組織変更に伴う文言整理を行うこと。
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者  
理事長 永木秀人
3. 理事会の決議があったものとみなされた日  
平成 30 年 3 月 30 日
4. 議事録の作成に係る職務を行った理事  
理事長 永木秀人
5. 理事総数 13 名の同意書  
別添のとおり。
6. 監事総数 3 名の異議がないことを証する書類  
別添のとおり。

平成 30 年 3 月 26 日、理事長 永木秀人が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき平成 30 年 3 月 30 日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第 35 条第 2 項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

平成 30 年 3 月 30 日

公益財団法人 新宿未来創造財団  
理事長 永木 秀人